

令和3年度 健全化判断比率・資金不足比率の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

●健全化判断比率

・実質赤字比率・・・一般会計等における赤字は発生しませんでしたので、比率はありません。

・連結実質赤字比率・・・全ての会計における赤字は発生しませんでしたので、比率はありません。

・実質公債費比率・・・戸沢学園建設等の償還が始まり、公債費が増大したことが主な原因で、対前年度比で1.0ポイント増大し、11.6%となりました。今後については、大型の事業を健全化するように財政運営に努めてまいります。

・将来負担比率・・・将来負担額が大きくなったものの、過疎債や辺地債など割合の高い交付税措置されるものが多く、また、事業規模を縮小し、基金への積み立て等を積極的に行い、償還可能財源が増えたことから19.2ポイント削減し、83.8となりました。今後とも国・県補助金の活用や有益な起債を選びながら村民の皆様の生活環境を整えられるように努めてまいります。

●資金不足比率

資金不足比率・・・各公営企業会計の資金不足はありません。